

PFI 事業における競争性の確保に関する研究

— 予定価格の影響と取り扱い方について —

R07024 金田 佳貴
指導教員 池田 將明

1. 研究の背景と目的

我が国で PFI 事業の導入から既に 10 年以上がたち、2009 年度時点で 366 事業に上っている。PFI とは民間の資金や技術、経営能力を活用して行う公共事業の手法である。年々事業費も増加しており、2009 年度末時点で約 3.2 兆円に上っている。また、刑務所や給食センターなど運営段階の比重が高い事業分野においても事業が拡大していて、民間のノウハウの活用によって公共サービスが向上する事例も見られる。しかし一方では PFI 事業への応募者数は減少傾向にあり、入札における競争性の低下により PFI 事業のコスト上昇や質の低下などの問題が起こってくることが危惧される。

そこで本研究では PFI 事業への応募者数の減少について全体的な状況を明らかにし、事例を調べることでその原因を究明し、解決策を検討する。

2. PFI 事業の普及状況

これまでわが国で行われてきた PFI 事業は施設では文化・文教施設が最も多く、次いで病院や浄化槽などの健康と環境の分類が多い。事業方式や種類の傾向としては BT0 方式、サービス購入型が主流となっている。PFI 事業の多くは首都圏で実施され、平成 21 年度でまだ実施されていない県もある。

PFI 事業は原則として一般競争入札とされて、PFI 事業は民間事業者の選定における競争性の確保により民間の技術力及び経営資源、創意工夫が発揮され、それが低廉かつ良質なサービスにつながり費用削減効果が高まる。しかしながら、現在日本で行われている PFI 事業の中には入札の際 1 グループで進められた事業も存在する。

実施方針が発表されたものの、PFI 実施には至らなかった事業もある。それらは全部で 31 事業だが、断念した理由として、入札参加者がいなかった、または入札参加者が辞退届を提出したという入札不調によるものが多かった。他の主な理由としては事業採算が見込めないことや自治体の政策方針などによる中止があった。

3. PFI 事業への入札参加状況

図 1 は一つの事業あたりの PFI 応募者の平均の推移のグラフである。ここからわかるように年々事業に対する応募者数は減少傾向にあり、初期の 2000 年度では平均して 7 グループの応募があったのに対し、2009 年度では 1 物件あたりに応募者が 2 グループとなっている。中止になった事業の理由でも述べたように民間事業者側の PFI 市場に参入する意欲が低下している傾向にあることがうかがえる。

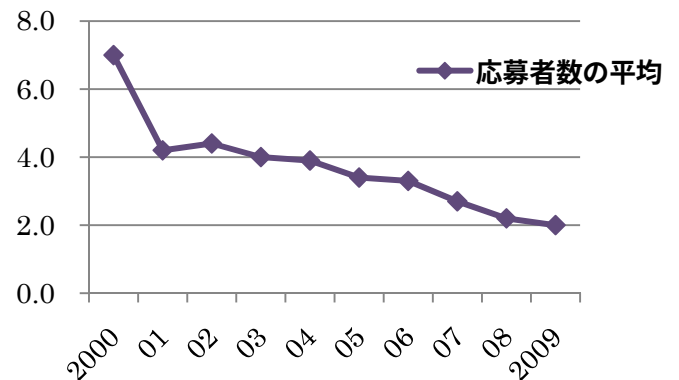


図1：1物件当たりのPFI応募者数の推移

出典：内閣府PFI推進室

図 2 は入札が行われた段階での民間企業の参加状況である。今まで実施された 366 件のうち、1 グループのみの参加で入札した事業は 54 件。うち、始めから参加者が 1 グループだった事業は 32 件、始めは複数参加予定だったが、辞退などが理由で 2 次審査時に 1 グループになってしまった事業は 13 件だった。

始めは複数応募があった 13 件の事業について見ると、ほとんどの事業で応募したグループが第一次審査（資格審査）を通過した後にグループから辞退届が提

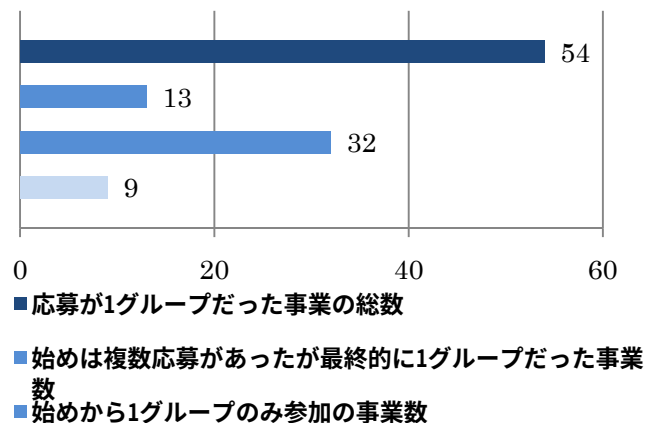


図2：入札開始の段階での参加状況

出され、残った1グループのみが二次審査に進む形となっている。エコパークあぼし整備運営事業と神戸市中央卸売市場本場再整備事業については企業の指名停止処分により参加企業が1グループのみとなった。

このように入札参加が1グループの場合でも多くはその事業を推進することが分かる。この場合競争性が確保されているとは言えないが、その背景としては再度入札公告することは公平性に欠けてしまうのではないか、最初の入札公告時点での参加資格要件が形骸化してしまうということがあげられる。また、再入札など事業スケジュールに遅れが出ると、参加企業、住民に影響が出てしまう。

4. 応募者減少について考えられる要因

応募者数の減少の考えられる原因として次の点があげられる。

1) 予定価格

予定価格が要求水準と見合わなかったり、公表がない場合、参加企業の不安要素となる。

2) 参画に要する費用や時間

PFI事業は長期にわたり契約するため、計画の段階で膨大な費用と時間を要する。

3) 民間企業と自治体のリスク分担

リスクの分担を明確に行うことがVFM最大化につながる。また、民間企業への過度なリスク負担は応募者減少につながる。

4) 契約条件の曖昧性

PFI事業の契約において、施設やサービス内容の要求性能を事後的に立証可能な形で完全に記述することは不可能であり、契約内容に曖昧性が含まれる不完備契約になってしまう。

5. 予定価格と競争性の関連性に関する考察

本研究では応募者減少の要因の一つとして、予定価格の扱いについて検討した。予定価格とは入札公告の際に示される入札価格の上限である。予定価格は本来、要求水準書が確定した後にその内容を踏まえて設定されるべきである。しかしながら、現実には要求水準が具体化、詳細化される前の段階で、予定価格が事実上設定されることが多く、具体的には、PSC(Public Sector Comparator)、PFI-LCCが導入可能性調査段階で算定され、これに基づいて予定価格が算定されることが一般的である。同じような指標で参考価格があるが、参考価格は上限ではなくあくまで目安とされ、入札の際に価格を超えても失格にはならない。そのため、民間企業の創意工夫、より良いサービスを十分に

取り入れることが期待できる。また、国の実施する事業においては、予算決算及び会計令の規定により予定価格の公表はしないこととしている。

図3は入札説明書の公表の際に予定価格の公表の有無を示したグラフである。これまでのPFI事業の306件のうち239件、約8割が予定価格を公表していない。そのうち国の事業は79件あったが、それらを除いても、約7割が公表していない。また、公表している事業67件のうち、8件が予定価格を入札価格の目安として公表していた。しかし参考価格という記載をしているのは1件しかない。このようにPFI事業の多くは入札の際に予定価格を公表していないうえに予定価格の扱いは自治体間でばらつきがある。

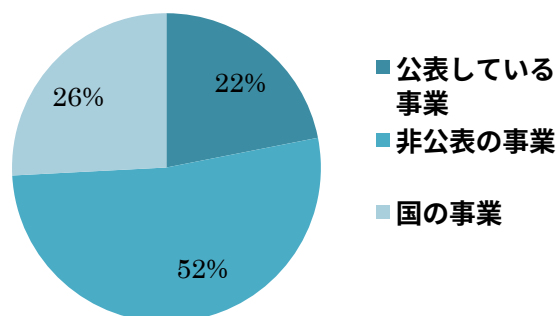


図3：予定価格の公表状況

予定価格という形で上限金額を設定してしまうと、民間の参加企業がよりよい公共サービスを行おうとする場合に制約となり実現できなくなる可能性がある。そこで予定価格ではなく参考価格という入札価格の目安を設定、公表することでより民間の創意工夫を発揮できるようにすることが、民間企業の参加意欲を促進しPFI事業の競争性の確保へつながると考えられる。

6. まとめ

年々PFI事業への入札参加者が減少してきている。その対策の一つとして上限価格の予定価格ではなく目安価格の参考価格を設定し、公表することが望ましいのではないだろうか。

参考文献

- 1) 『PFI年鑑2009年度版』, 日本PFI協会, 2009
- 2) 『自治体PFI相談室』, 三井真, 東洋経済, 2004
- 3) 「参加者の減少が続くPFI事業その原因とは」, 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2010
- 4) 「我が国におけるPFI手法の高度化に向けた課題考察」, 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 政策・経営研究 2007